第12回福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

日時	平成27年11月20日(金) 10:00~12:00
場所	福岡市役所 15階 1503会議室
出席者	特定個人情報保護評価部会 (委員は五十音順, 敬称略)
	部会長 村上 裕章
	委 員 櫻井 祐子
	委 員 馬場 明子
	アドバイザー
	有限責任監査法人トーマツ 鳥越 しほり
	事務担当課
	保健福祉局健康医療部保健予防課
	感染症対策係長植山が減
	感染症対策係員 古賀 通泰
	関係課
	総務企画局ICT戦略室ICT戦略課
	ICTガバナンス係長 伊藤 真一
	ICTガバナンス係員 川原 芳和
	事務局
	総務企画局行政部情報公開室
	情報公開室長豐嶋 英司
	個人情報保護係長 若松 慎一
	個人情報保護係員 曽我 まどか
議題	1 予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)

議題1 予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)

(保健予防課) 概要について説明

(委員) 8ページ目の入手方法の「②入手方法」と「③入手の時期・頻度」だが、②で紙と庁内連携システムと情報提供ネットワークシステムの3つに丸がついていて、「③入手の時期・頻度」に具体的なやり取りが書いてある。紙と情報提供ネットワークシステムについてはメインに書いてあるが、庁内連携システムというのは、このホストコンピュータからのデータ連携のところで生じるものなのか。どこが庁内連携システムを使うのかが分からなかった。

(保健予防課) 6ページの②の箇所, 住民基本ネットワークシステムと母子保健システムの連携になる。

(委員) 紙と情報提供ネットワークシステムは入手の方法や時期,頻度に関する記載があるが,庁内連携システムがどこにかかっているのか記載がない。ホストコンピュータとの情報連携といったことだとは思うが,明確に書いた方が,分かりやすいと思う。

(委員) 9ページ「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」で、「その他 母子保健システム端 末機による直接作業等」と書いてあるが、これは情報を入手する作業であって、どのようにして提 供するかということについて言及されていない気がする。提供するということは、手元に情報を取 出し、その情報をどう提供するか、というところまで求められていると思うのだが、この記載だと、 情報を入手するという部分しか書かれていないような気がする。どこまでの作業なのかが。

(保健予防課) 委託先には保守点検の作業をしてもらうということになり、その作業の中で閲覧する機会がある ということである。

(委員) 端末による閲覧なら、閲覧だけと書いた方がよい。「直接作業等」だけだと、他に何があるのかが 分からない。修正等をするのであれば、作業と書いた方がよいだろう。

(委員) 9ページの再委託のところだが、「⑧再委託の許諾方法」に「審査のうえ承諾している」とある。既に承諾済ということか。

(保健予防課) まだ個人番号が入っていないが、現在の委託の範囲で承諾している。

(委員) 再委託先の予定というのは複数か。

(保健予防課) 委託先関連会社の1社である。再委託先については、特定個人情報ファイルが入ったうえでの 承諾はまだ行っていない。この箇所の記載は、「審査のうえ適切な場合は、承諾している」という 方針に関するものである。

(部会長) 処理方針なので、「承諾する」の方がよいのではないか。

(事務局) 1月以降に再度承諾をするということになるか。

(保健予防課) システムの委託事務はこども未来局が行うことになるので、その手続きについてはこども未来局への確認が必要だが、評価書(案)について承諾が頂ければ、これから改修に入り、その際に協議ということになると思う。承諾書を再提出させるかどうかについては、こども未来局と協議する。

(アドバイザー) 6ページのデータの流れについてだが、⑦の矢印は提供に分類されないのか。紙であっても庁外に出すのであれば、庁外への特定個人情報の提供という整理にはならないのだろうか。

(部会長) 情報提供ネットワークシステムを通しての提供ではないが、⑦は情報提供に該当するのでは、というのが今回のご指摘だと思われるが、提供の定義からすると、市以外の機関への提供の定義には入ってくるのだろうか。

(事務局) 番号法の定義上,提供に該当するのではないか。

(保健予防課) 進達等の手続きも関係なく,提供という扱いになるのか。

(事務局) 番号法の中では、そういった概念はない。

(保健予防課) 申請書は福岡県へ進達することになるので,提供に該当するということで,記載を修正したい。

(部会長) 17 ページは、そのように書いていただければと思う。

(アドバイザー) 10 ページの提供・移転先も2件になるだろうか。提供先は福岡県になるということか。

(保健予防課) 市が県に提出し、県が国に提出することになる。

(アドバイザー) 22ページの「⑩死者の個人番号」と, 23ページの「リスクに対する措置の内容」について確認したい。「住民登録内の者については、住民基本台帳への記載、変更時にシステム間で自動的に連

携する」あるが、母子保健システムは、基本的には予防接種を受けた方についてその都度日次でデータを連携するということだったかと思う。過去に予防接種を受けた方についても、全部総ざらいで更新していくような形になるのか。死者の情報についても、削除はされないのか。

- (保健予防課) 予防接種歴がある方は、母子保健システム上にデータが残っている。死者の情報については、 特に削除はしていない。
- (アドバイザー) 特定個人情報の自動的な更新ということは、母子保健システムで特定個人情報として番号を保有している方の情報が連携されるというように読めるが、予防接種のタイミングにかかわらず、自動的に連携されるのか。
- (保健予防課) 住基上の氏名や住所の変更については、翌日には母子保健システムへ自動で反映されるはずである。ひとつ前の住所までは、画面上確認が可能である。
- (委員) 8ページ「⑤本人への明示」に「ホストコンピュータから住基情報を入手の場合」と言った表現があるが、ホストコンピュータとは、6ページの図でいうと、住基台帳が入っているコンピュータのことを指しているのか。
- (保健予防課) 住基台帳システムのことを指している。
- (委員) 13 ページにも、ホストコンピュータという言葉が出てきているので、明確な定義があるのであれば、その旨を書いた方がよいと思う。
- (アドバイザー) 14ページ「3. 特定個人情報の使用」の「リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」について、委託先に関する説明はあるが、職員への権限付与状況や不正コピー管理についての記載がない。追加の記載が必要だと思う。

(保健予防課) 修正を行う。

(部会長) 評価書の見直し等を行うことはあるのか。

(ICT戦略課) 見直しに関する考え方等を説明。

【結論】

「予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書」の内容は、修正を要する箇所はあるが、概ね妥当である。

議事終了 閉会